

令和6年 第9回 福岡市東区選挙管理委員会

9月2日（月）

【 議 題 】

- 1 議案第21号 選挙人名簿の登録を行う日に係る専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第22号 選挙人名簿から抹消する者について
- 3 議案第23号 選挙人名簿に登録する者について
- 4 議案第24号 在外選挙人名簿から抹消する者について

< 次 回 >

委員会

令和6年9月19日（木）午後5時～
なみきスクエア 1階ひまわりひろば 会議室1

議案第 21 号

選挙人名簿への登録を行う日に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 2 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

(根拠条文)

- ・地方自治法施行令第 137 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

地方自治法施行令

第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、
(略) 委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

- 2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第1号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和6年9月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する必要があるが、急施を要し、委員会を招集する暇がないため、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月27日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

登録を行う日

令和6年9月2日

(根拠条文)

- ・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第14条第1項の規定による。

地方自治法施行令第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

公職選挙法第二十二条（登録）

市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日(以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。))に当たる場合(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。))には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。)に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

同法施行令第十四条（登録日等の告示）

市町村の選挙管理委員会は、法第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

議案第 22 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年9月2日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1,729 人 |
| | 内訳 死亡者 | 157 人 |
| | 市外転出者 | 1,572 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和6年9月2日 |

(根拠条文)

・公職選挙法第 28 条第 1 号及び第 2 号の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

(表示及び訂正等)

第二十七条

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和6年9月2日 投票区別抹消者数一覧

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	1	5	6	32	27	59	33	32	65
2馬出第二	2	1	3	23	27	50	25	28	53
3箱崎第一	3	1	4	23	26	49	26	27	53
4箱崎第二	2	1	3	23	10	33	25	11	36
5箱崎第三	0	0	0	20	15	35	20	15	35
6宮松第一	1	1	2	33	23	56	34	24	58
7宮松第二	1	3	4	37	27	64	38	30	68
8宮松第三	3	1	4	21	25	46	24	26	50
9松島第一	0	1	1	20	13	33	20	14	34
10松島第二	1	1	2	17	17	34	18	18	36
11名島第一	2	1	3	21	18	39	23	19	42
12名島第二	1	1	2	14	9	23	15	10	25
13千早	3	3	6	76	68	144	79	71	150
14千早西	0	1	1	18	21	39	18	22	40
15香陵	3	4	7	8	6	14	11	10	21
16香椎浜	0	2	2	5	7	12	5	9	14
17城浜	6	1	7	3	2	5	9	3	12
18舞松原第一	0	2	2	5	3	8	5	5	10
19舞松原第二	0	3	3	14	12	26	14	15	29
20若宮第一	1	1	2	12	10	22	13	11	24
21若宮第二	0	4	4	73	28	101	73	32	105
22香椎第一	0	0	0	16	17	33	16	17	33
23香椎第二	2	1	3	31	26	57	33	27	60
24香椎下原第一	3	0	3	8	5	13	11	5	16
25香椎下原第二	0	1	1	33	18	51	33	19	52
26香椎東第一	2	1	3	17	12	29	19	13	32
27香椎東第二	0	1	1	7	14	21	7	15	22
28香住ヶ丘第一	4	2	6	30	22	52	34	24	58
29香住ヶ丘第二	3	2	5	11	7	18	14	9	23
30和白第一	3	0	3	19	20	39	22	20	42
31和白第二	0	4	4	13	6	19	13	10	23
32三苦	2	3	5	18	16	34	20	19	39
33奈多第一	2	3	5	14	6	20	16	9	25
34奈多第二	0	2	2	4	2	6	4	4	8
35美和台第一	3	0	3	13	12	25	16	12	28
36美和台第二	1	1	2	24	19	43	25	20	45
37和白東第一	2	0	2	12	6	18	14	6	20
38和白東第二	2	4	6	19	14	33	21	18	39
39西戸崎第一	2	0	2	7	10	17	9	10	19
40西戸崎第二	0	1	1	3	0	3	3	1	4
41志賀第一	4	1	5	1	0	1	5	1	6
42志賀第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43志賀第三	0	1	1	0	0	0	0	1	1
44照葉第一	0	1	1	7	6	13	7	7	14
45照葉第二	1	1	2	19	24	43	20	25	45
46多々良第一	4	3	7	23	19	42	27	22	49
47多々良第二	0	0	0	3	4	7	3	4	7
48八田	0	6	6	11	4	15	11	10	21
49青葉第一	3	1	4	8	7	15	11	8	19
50青葉第二	3	3	6	10	3	13	13	6	19
合計	76	81	157	879	693	1,572	955	774	1,729

議案第23号

選挙人名簿に登録する者について

令和6年9月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和6年9月2日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- 1 登録する者の数 6,340人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和6年9月2日

(根拠条文)

・公職選挙法第22条の規定による。

(登録)

第二十二條

市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

※ 登録月

第十九条第二項（永久選挙人名簿）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調整及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

※ 登録される資格を有する者

(被登録資格等)

第二十一条第一項

選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和6年8月20日現在登録者数			令和6年9月2日消抹			令和6年9月2日登録			移			替			令和6年9月2日現在登録者数		
										抹消			登録					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	2,654	2,988	5,642	33	32	65	134	129	263	4	5	9	10	6	16	2,761	3,086	5,847
2馬出第二	2,121	2,253	4,374	25	28	53	101	123	224	9	7	16	4	10	14	2,192	2,351	4,543
3箱崎第一	2,658	3,057	5,715	26	27	53	111	124	235	4	7	11	7	9	16	2,746	3,156	5,902
4箱崎第二	3,055	3,033	6,088	25	11	36	78	76	154	7	6	13	6	2	8	3,107	3,094	6,201
5箱崎第三	2,768	3,232	6,000	20	15	35	66	60	126	3	5	8	2	5	7	2,813	3,277	6,090
6宮松第一	3,005	2,769	5,774	34	24	58	106	69	175	3	6	9	9	5	14	3,083	2,813	5,896
7宮松第二	3,781	3,854	7,635	38	30	68	146	131	277	6	9	15	7	5	12	3,890	3,951	7,841
8宮松第三	3,143	2,847	5,990	24	26	50	76	78	154	7	5	12	6	6	12	3,194	2,900	6,094
9松島第一	3,011	2,503	5,514	20	14	34	93	83	176	5	4	9	2	3	5	3,081	2,571	5,652
10松島第二	3,223	3,280	6,503	18	18	36	65	64	129	3	1	4	3	4	7	3,270	3,329	6,599
11名島第一	4,496	4,946	9,442	23	19	42	80	55	135	2	5	7	3	8	11	4,554	4,985	9,539
12名島第二	1,885	2,050	3,935	15	10	25	61	63	124	3	5	8	4	9	13	1,932	2,107	4,039
13千早	4,578	5,908	10,486	79	71	150	216	255	471	2	5	7	9	8	17	4,722	6,095	10,817
14千早西	2,463	2,918	5,381	18	22	40	77	56	133	1	2	3	2	2	4	2,523	2,952	5,475
15香陵	2,207	2,655	4,862	11	10	21	30	17	47	2	3	5	1	1	2	2,225	2,660	4,885
16香椎浜	2,645	3,495	6,140	5	9	14	46	58	104	5	2	7	3	0	3	2,684	3,542	6,226
17城浜	999	1,477	2,476	9	3	12	3	4	7	0	1	1	0	1	1	993	1,478	2,471
18舞松原第一	1,752	2,010	3,762	5	5	10	16	16	32	6	3	9	2	4	6	1,759	2,022	3,781
19舞松原第二	2,154	2,574	4,728	14	15	29	55	58	113	2	6	8	5	3	8	2,198	2,614	4,812
20若宮第一	2,388	2,651	5,039	13	11	24	47	42	89	3	1	4	3	2	5	2,422	2,683	5,105
21若宮第二	1,380	1,478	2,858	73	32	105	105	28	133	1	4	5	1	5	6	1,412	1,475	2,887
22香椎第一	2,772	3,066	5,838	16	17	33	71	61	132	1	3	4	4	4	8	2,830	3,111	5,941
23香椎第二	2,359	2,727	5,086	33	27	60	160	175	335	4	4	8	11	10	21	2,493	2,881	5,374
24香椎下原第一	1,626	1,610	3,236	11	5	16	35	28	63	3	4	7	2	5	7	1,649	1,634	3,283
25香椎下原第二	4,542	4,123	8,665	33	19	52	129	84	213	12	7	19	8	9	17	4,634	4,190	8,824
26香椎東第一	2,904	3,142	6,046	19	13	32	60	50	110	4	8	12	4	5	9	2,945	3,176	6,121
27香椎東第二	2,420	2,697	5,117	7	15	22	40	24	64	1	2	3	1	3	4	2,453	2,707	5,160
28香住ヶ丘第一	4,502	4,386	8,888	34	24	58	168	117	285	9	8	17	4	6	10	4,631	4,477	9,108
29香住ヶ丘第二	2,370	2,732	5,102	14	9	23	44	37	81	6	5	11	2	1	3	2,396	2,756	5,152
30和白第一	2,374	2,517	4,891	22	20	42	100	72	172	3	4	7	1	1	2	2,450	2,566	5,016
31和白第二	2,768	3,142	5,910	13	10	23	43	63	106	4	3	7	1	3	4	2,795	3,195	5,990
32三苦	3,516	3,783	7,299	20	19	39	77	49	126	5	7	12	4	6	10	3,572	3,812	7,384
33奈多第一	2,318	2,670	4,988	16	9	25	28	26	54	2	4	6	2	2	4	2,330	2,685	5,015
34奈多第二	1,151	1,362	2,513	4	4	8	18	22	40	1	1	2	0	2	2	1,164	1,381	2,545
35美和台第一	2,900	3,324	6,224	16	12	28	34	30	64	2	3	5	5	2	7	2,921	3,341	6,262
36美和台第二	3,140	3,677	6,817	25	20	45	100	106	206	3	2	5	4	4	8	3,216	3,765	6,981
37和白東第一	2,585	2,797	5,382	14	6	20	50	28	78	0	1	1	3	2	5	2,624	2,820	5,444
38和白東第二	2,363	2,588	4,951	21	18	39	52	60	112	4	3	7	5	5	10	2,395	2,632	5,027
39西戸崎第一	1,782	2,028	3,810	9	10	19	24	24	48	2	1	3	3	2	5	1,798	2,043	3,841
40西戸崎第二	590	646	1,236	3	1	4	10	4	14	0	0	0	0	0	0	597	649	1,246
41志賀第一	420	479	899	5	1	6	1	1	2	0	0	0	0	0	0	416	479	895
42志賀第二	71	99	170	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	72	101	173
43志賀第三	103	108	211	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	104	107	211
44照葉第一	1,306	1,387	2,693	7	7	14	23	10	33	4	1	5	1	2	3	1,319	1,391	2,710
45照葉第二	3,594	4,006	7,600	20	25	45	132	153	285	8	6	14	8	12	20	3,706	4,140	7,846
46多々良第一	4,788	4,316	9,104	27	22	49	127	84	211	9	10	19	3	0	3	4,882	4,368	9,250
47多々良第二	1,009	1,166	2,175	3	4	7	17	15	32	0	2	2	5	5	10	1,028	1,180	2,208
48八田	2,473	3,095	5,568	11	10	21	41	36	77	2	4	6	3	4	7	2,504	3,121	5,625
49青葉第一	2,492	2,955	5,447	11	8	19	34	31	65	1	2	3	1	3	4	2,515	2,979	5,494
50青葉第二	1,957	2,158	4,115	13	6	19	11	16	27	1	0	1	2	1	3	1,956	2,169	4,125
合計	123,561	134,764	258,325	955	774	1,729	3,343	2,997	6,340	169	187	356	176	197	373	125,956	136,997	262,953

議案第 24 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年9月2日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

1 抹消する者の数 2人

内訳 住民票が新たに作成された後4箇月を経過した者 2人

2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり

3 抹消年月日 令和6年9月2日

※参考：在外選挙人登録数（東区）

男 37人 女 89人

計 126人

（R6.9.2 委員会終了後）

（根拠）

・議決 公職選挙法第30条の11第2号の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。